

平成23年4月11日改訂

**東日本大震災義援金募集に関する
静岡県民の皆様へのお願い**

社会福祉法人 静岡県共同募金会

このたびの東日本大震災の甚大な被害に対し心よりお見舞い申し上げます。
全国の共同募金会では、「全国災害たすけあい」として連合会組織の中央共同募金会を中心に「東日本大震災義援金募集」を行っております。

被災者の方々の救助の一助となるよう、ご協力をお願いしておりますが、義援金の取扱いについて、恐れ入りますが下記事項についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 義援金募集について問合せの多い事項について

- ・ 原則、寄付者様（以下「寄付者」）からは中央共同募金会（以下「中央共募」）に義援金を送金ください。
- ・ 共同募金会に寄せられた義援金について特定の県を指定することはできません。
- ・ 共同募金会に寄せられた義援金について特定の事業を指定することはできません。
- ・ 寄付者のお名前の公表はいたしません。

2. 義援金募集について一般の方からお問合せの多い事項について中央共募からの回答例

Q 1. 学校や会社で募金活動を行いたいのですが、どうしたらよいですか？

A 1. お気持ちを存分に活かしてください。募金活動の行い方は自由です。
「ご協力いただいた募金は中央共同募金会を通じて被災者の方々の支援に使わせていただきます。」というような目的と送金先を明示して呼びかけてください。なお、募金活動を行う場合は、義援金をお預かりする立場として、責任を持って速やかに中央共募へ送金して下さい。

Q 2. 募金活動を行いたいのですが、事前にどこかの機関の許可は必要ですか？

A 2. 「A 1.」に準じて実施していただければ、特に許可の必要はございません。但し、活動する場所の許可が必要な場合は、管理者等の指示に従ってください。

Q 3. 物品や金券の寄付はできますか？

Q 3. 大変申し訳ございませんが、中央共募並びに県共募では物品の寄付は輸送する手段がありませんので、お受付しておりません。また他の物品の受け先の紹介も行っておりませんので、ご理解願います。また、金券等につきましては、皆さまで換金していただいてからご寄付いただければ幸いです。

Q 4. 義援金の送金口座を教えてください。

A 4. ゆうちょ銀行から振込でお預かりしています。(振込手数料無料※)

＜義援金受入口座＞

金融機関	口座番号	名 義 等
ゆうちょ銀行	郵便振替口座 00170-6-518	中央共同募金会 東日本大震災義援金

※ A T Mからは振込手数料がかかる場合があります。

Q 5. 現金書留で義援金を送ることは可能でしょうか？

A 5. 現金書留封筒で中央共募宛てにご送金ください。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル5階

社会福祉法人 中央共同募金会

※ 封筒に「救助用」と明記してください

※ 郵便料金は免除になります

Q 6. 募金活動を行いたいのですが、募金箱は貸してもらえるのでしょうか？

A 6. 大変申し訳ございません、募金箱の貸し出しはいたしかねます。みなさままで空き箱やペットボトル等を用いてご作成いただきたくお願い申し上げます。なお、お作りいただいた募金箱に貼付できるもの（次頁）を、必要に応じてご活用ください。

Q 7. 義援金に寄付金控除はありますか？

A 7. 振込金受領書等をもって税制上の優遇措置（所得税、法人税、個人住民税）の適用対象となります。

Q 8. 義援金に対して領収書はもらえますか？

A 8. 寄付者が金融機関から中央共募へご送金いただいた義援金につきましては、その振込金受領書をもって領収書に変えさせていただきます。送金の控えで寄付金控除申請ができますので、大切に保管してください。また、現金書留で義援金を送金いただいた方には中央共募から領収書を発行させていただきます。

東日本大震災 義 援 金

この義援金は中央共同募金会を通じて
東日本大震災の被災者へ送られます。

ご協力、宜しくお願い致します。

東日本大震災 義 援 金

この義援金は中央共同募金会を通じて
東日本大震災の被災者へ送られます。

ご協力、宜しくお願い致します。